

復興整備計画  
(第7回変更)

名取市・宮城県

平成27年4月10日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
- ② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
- ③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
- ④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。また、農業の担い手を育成する宮城県農業高等学校を復旧させる。
- ⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトなまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共に存するライフスタイルを実現する。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### （1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生や場整備事業により農地を再編する。

### （2）土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たなる魅力を創出する。
- ② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、有効な土地利用の展開を図っていく。
- ③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建するとともに、高柳地区において災害公営住宅を整備する（G-1・G-2）。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部（宮城県農業園芸総合研究所圃場隣）に移転させる（F地区）。

### （3）復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意なし、平成25年2月8日に第1回変更同意
	A-1	事業の名称：閑上地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 集団移転促進事業計画については、平成25年9月11日に国土交通大臣の同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業

	F 地区	事業の名称：宮城県農業高等学校改築事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～～平成27年度
	A－2	事業の名称：閑上地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
	G－1	事業の名称：高柳辻地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
	G－2	事業の名称：高柳圭田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成23年度から平成29年度		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業） <u>〔名取市決定〕</u> 〔宮城県決定〕	変 更 決 定	<u>121.9ha</u> 121.8ha		※廃止する都市計画道路 (5路線) ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（道路）〔名取市決定〕	廃 止			※廃止する都市計画公園 (2箇所) ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（公園）〔名取市決定〕	廃 止			※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
			・都市計画（被災市街地復興推進地域） 〔名取市決定〕	変 更	19.1ha		※変更する都市計画道路 (2路線) ・名取駅閑上線 ・仙台閑上線
2	都市施設の整備に関する事業	B道路 C道路	・都市計画（道路）〔宮城県決定〕	変 更			

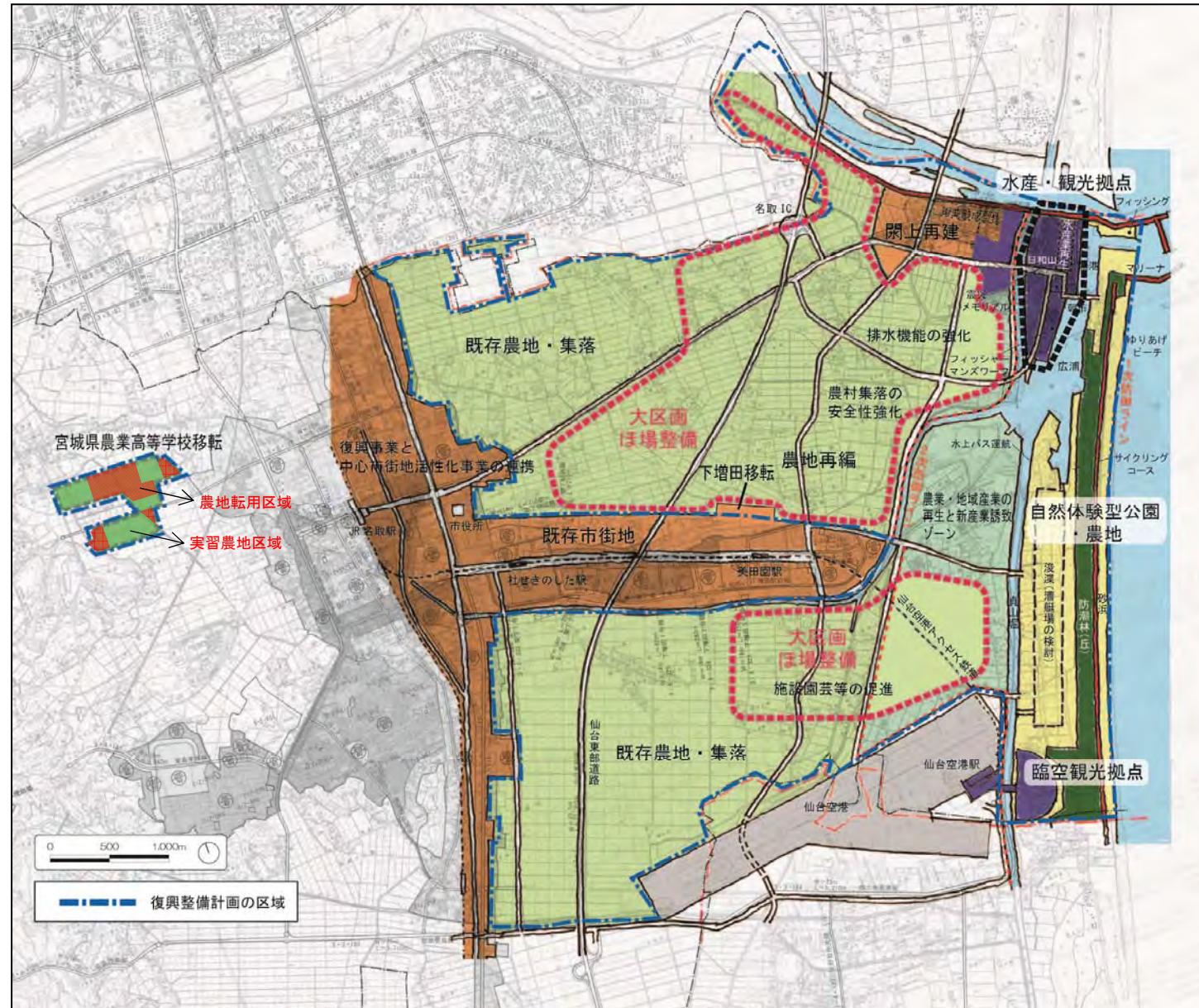
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺1/25,000以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

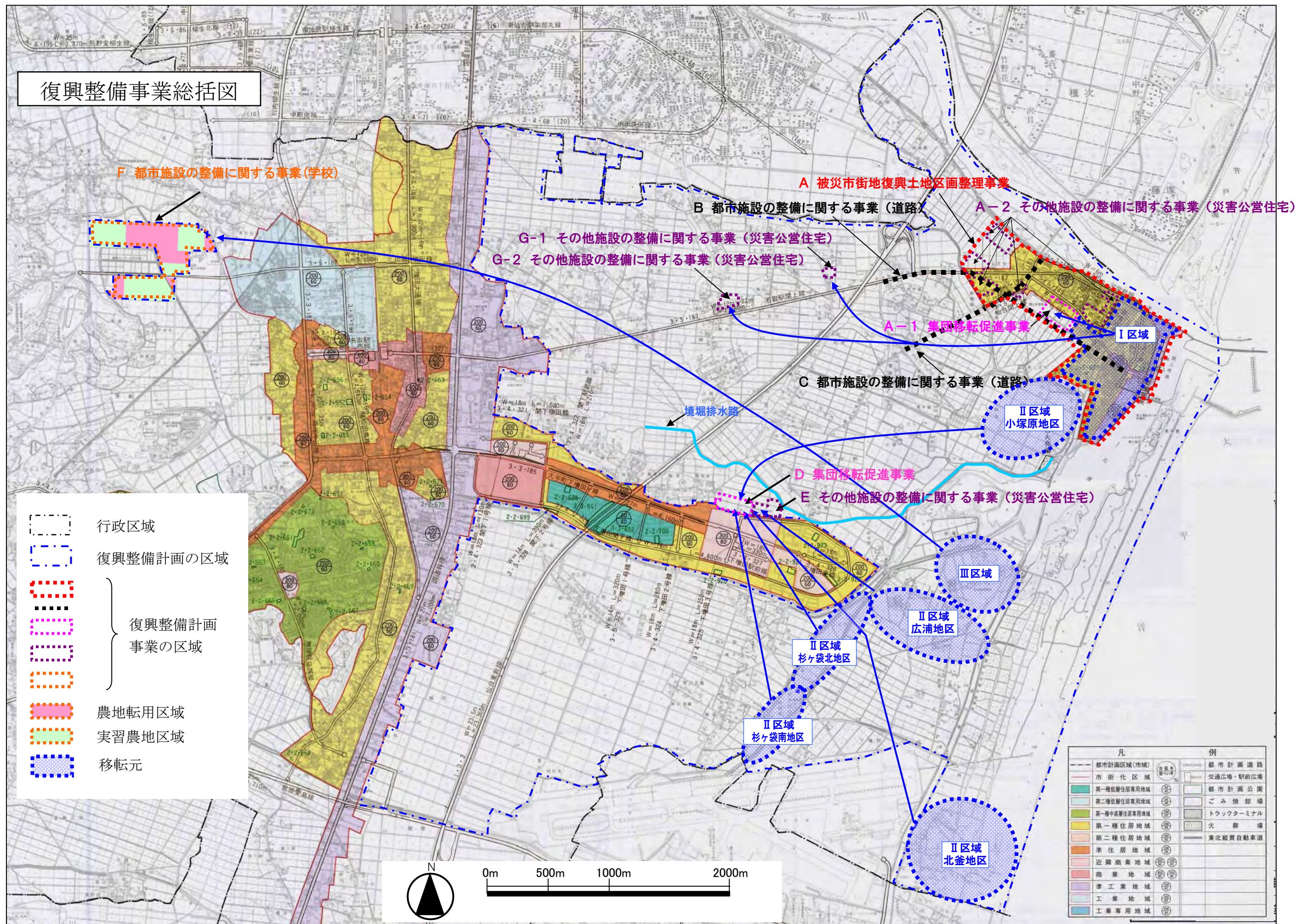
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法		農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可
1	市街地開発事業	A地区	○									
2	集団移転促進事業		○									
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	○	○								
4	都市施設の整備に関する事業		○									
5	その他施設の整備に関する事業	G-1	○									
6	その他施設の整備に関する事業		○									

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

## 土地利用構想図





## 仙塩広域都市計画土地区画整理事業の変更

[名取市復興整備計画 (名取市決定) ]

仙塩広域都市計画閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積	約 121.9ha			
道 路	種 類	名 称	これらについては、別途に都市計画において定めるとおりとする。	
	幹線道路	①3.5.192 仙台閑上線 ②3.5.187 名取駅閑上線		
上記幹線街路のほかに、区画道路及び特殊道路を配置して交通環境の改善を進め、健全かつ機能的な市街地形成を図る。				
公園及び緑地	公園は、街区公園を6箇所、誘致距離等に配慮しながら配置する。その内、防災機能を有する街区公園を1か所配置する。面積は、地区面積の3%以上を確保する。また名取川右岸において緑地を確保する。			
その他の公共施設	汚水は市の公共下水道計画に基づき、阿武隈川下流関連公共下水道に接続する。また、雨水は貞山運河への直接放流および鍋沼排水機場を経由して貞山運河へ放流する。			
宅地の整備	貞山運河西側に住居・公益施設等を配置し、地盤の嵩上げによる津波被害の低減を図るとともに、避難路を配置することで安全・安心のまちを創出する。また、貞山運河東側を産業・スポーツゾーンとし、賑わいを創出する。			

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業により、市街地整備が進められている当地区において、道路法線の見直しに伴い区域の一部を変更する。

# 仙塩広域都市計画土地区画整理事業の変更 総括図（名取市決定）

名称 閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業

計画面積 約121.9ha

凡 例	
閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域（変更前）	
閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域（変更後）	



名 称	
都市計画区域	昭和三〇年三月一日
都市計画市街化調整区域	昭和三〇年三月一四日
都市計画市街化調整区域	昭和三〇年三月六日
都市計画市街化調整区域	昭和三〇年三月八日
都市計画市街化調整区域	昭和三〇年三月九日
都市計画市街化調整区域	昭和三〇年三月二九日

凡 例	
都市計画道路	都 市 計 画 道 路
市街化区域	市 街 化 区 域
第一種低層住居専用地域	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域
第二種低層住居専用地域	第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域
第一種中高層住居専用地域	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域
第一種住居地域	第 一 種 住 居 地 域
第二種住居地域	第 二 種 住 居 地 域
準住居地域	準 住 居 地 域
近隣商業地域	近 隣 商 業 地 域
商店地城	商 地 域
準工業地域	準 工 業 地 域
工業地域	工 業 地 域
工業専用地域	工 業 専 用 地 域

本図の地域区分の境界については、概略を示したものであり。

詳細については名取市建設部計画課面に示してある計画図を総覧下さい。

T 1:25,000 宮城県名取市

0m 100m 190m 180m 170m  
1:25,000(A1)  
1:50,000(A3)

# 仙塩広域都市計画土地区画整理事業の変更 計画図 (名取市決定)

